

青森県報

第三千五百二号

平成二十四年
二月十七日
(金曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………

(西北地域局) …… 一

公 告

建設業者の許可の取消し……………

(中南部地域局) …… 一

右 同……………

(西北地域局) …… 二

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………

(三八地域局) …… 二

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(会計課) …… 二

告 示

青森県告示第四百号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 称	届 出 事 項	期 間	場 所
新深浦町	発起人の住所及び氏名 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形四 六の三 小野 修 一 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見 形四 六の六 伊藤 鉄雄 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原 一三二の二二 山崎 清 則	平成二十四年 二月十七日か ら同年三月二 日まで	新深浦町漁 業協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸勝小野商事
- 二 代表者の氏名 小野 智史
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田三五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六一〇五号
- 五 取消年月日 平成二十四年一月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 秋元建設

二 氏名 秋元 廣紀

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字深郷田字富森八六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇一四〇号

五 取消年月日 平成二十四年一月六日

六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を平成二十四年二月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年二月十七日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月十七日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（警察情報セキュリティ対策整備分）賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年一月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

二百八十三万五千元

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十三年十二月二日

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
（印刷所・販売人）
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭